

令和2年9月2日

自治労大阪府職員労働組合  
税務支部 南河内分会  
分会長 酒井 聖和 様

大阪府南河内府税事務所  
所長 田嶋 千人



要求書に対する回答について

令和2年8月14日付けで貴分会から要求のあった事項について、別紙のとおり回答します。

職場環境整備等の要求・回答  
(自治労大阪府職員労働組合税務支部南河内分会)

要 求 項 目	回 答
<p>1 労使慣行に関すること 労使慣行を順守し、勤務労働条件の改変にあたり一方的実施は行わないこと。</p> <p>2 庁舎等の環境・設備の整備に関すること 1) 職員の健康管理の観点から、窓・ブラインド・空調・休養スペース等の点検・設備の更新等を行うこと。</p> <p>2) 職員の安全衛生の観点から、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みを強化すること。</p> <p>3) 職員の安全衛生の観点から、危機管理に対応したレイアウトを引き続き追及すること。</p> <p>3 職員の健康管理に関すること 1) 職員の健康に留意した冷暖房の弾力的運転を行うこと。</p> <p>2) 安全衛生委員会の引き続きの機能強化を図ること。</p> <p>3) 作業環境を整備するとともに、OAフロア一化を進めること。また実現までの間、職員の安全確保のため床面タイルの交換、床面の出っ張りを解消すること。</p> <p>4) 業務で使用する公用車・自転車については職員の安全確保のため、運行に支障のないよう、引き続き点検・整備に努めること。</p> <p>5) 個人情報保護の観点から、パーテーション増設を行うこと。</p> <p>4 税務手当については、支給要件の整理を行い「給与の調整額化」を行うこと。</p>	<p>1 労使慣行に関することについて これまでの長き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。 また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>2 庁舎等の環境・設備の整備に関することについて 1) 窓・ブラインド・空調・休養スペース等の点検や設備の更新等については、税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>2) 新型コロナウイルス感染症予防については、消毒液の確保、執務室内換気の声掛けなど、適切に取り組んでまいりたい。</p> <p>3) 執務室のレイアウトについては、必要に応じて、適宜、検討してまいりたい。</p> <p>3 職員の健康管理に関することについて 1) 職員の健康に留意した執務室の適正温度の保持に努めてまいりたい。</p> <p>2) 安全衛生委員会の充実、快適な職場環境の確保などについて、今後とも努力してまいりたい。</p> <p>3) OAフロア一化や床面タイルの交換、配線モールなどの床面の出っ張りの解消については、税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>4) 公用車・自転車については、今後も安全確保の観点から点検・整備に努めてまいりたい。</p> <p>5) パーテーションの増設については、必要に応じて予算の範囲内で対応してまいりたい。</p> <p>4 税務手当の「給与の調整額化」については、税政課に伝えてまいりたい。</p>